

広島県告示第159号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功^{しゅん}を次のとおり認可した。

平成25年2月28日

佐木港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日^{しゅん}

平成25年2月19日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名^{しゅん}

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 埋立区域

(1) 位置

三原市鷺浦町向田野浦5077番3に接する道に接する堤に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 尾道市因島重井町字瀧山115番地の国土地理院「瀧山」三等三角点（北緯34度20分40秒6791，東経133度09分28秒7986，標高226.63m）から260度08分56秒 3176.69mの地点

②の地点	①の地点から	160度33分36秒	0.31mの地点
③の地点	②の地点から	159度30分54秒	24.58mの地点
④の地点	③の地点から	158度31分08秒	5.91mの地点
⑤の地点	④の地点から	159度49分51秒	4.58mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	161度21分44秒	4.20mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	163度24分58秒	3.66mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	164度27分55秒	3.20mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	167度41分04秒	3.21mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	170度18分27秒	3.03mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	174度52分27秒	3.25mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	177度37分55秒	3.19mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	179度08分02秒	3.18mの地点

⑭の地点	⑬の地点から	179度58分40秒	2.57mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	336度19分00秒	10.99mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	336度22分00秒	1.63mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	341度38分08秒	20.80mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	353度19分42秒	5.16mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	353度18分47秒	0.88mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	348度19分41秒	14.30mの地点
㉑の地点	㉑の地点から	348度41分40秒	10.58mの地点

(3) 面積

221.20平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成21年11月12日 広島県告示第977号

(平成21年10月26日付け指令港管第139号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

三原市